

南相馬市とふくしま未来農業協同組合との包括連携に関する協定書

南相馬市（以下「甲」という。）及びふくしま未来農業協同組合（以下「乙」という。）は、地域経済の発展・持続性向上及び安全・安心な暮らしの実現に向けて、相互に連携・協力して取り組むことについて、以下のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が連携を図りながら相互協力の下で、地域経済の発展・持続性向上を実現するとともに、安全・安心に暮らせる地域共生社会を創出することを目的とする。

（連携事項等）

第2条 甲及び乙は、前条に規定する目的を達成するため、次の各号に掲げる事項について連携し、協力する。

- （1）農業振興に関すること
- （2）食農・食育に関すること
- （3）地域・暮らしの安全・安心に関すること
- （4）健康増進に関すること
- （5）イベントの共催・協賛に関すること
- （6）持続可能な農業と地域共生社会の実現に関すること
- （7）東日本大震災からの復興と風評被害払拭に関すること
- （8）前各号に定めるもののほか、必要と認められる事項に関すること

2 前項各号に掲げる事項を効果的に実施するため、甲及び乙は定期的に協議を行うものとする。また、具体的な実施事項については、甲及び乙の合意の上、別に定めることとする。

（内容の変更）

第3条 甲及び乙のいずれかが、本協定内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、必要な変更を行うものとする。

（守秘義務）

第4条 甲及び乙は、第2条に定める連携事項等の検討及び実施により知り得た秘密事項を、第三者に開示又は漏えいせず、また本協定の目的外に利用してはならない。ただし、事前に書面による承諾を得た場合は、この限りではない。

2 甲及び乙は、本協定が理由の如何を問わず終了した後も、前項に定める守秘義務を負うものとする。

(有効期間)

第5条 本協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、本協定の有効期間が満了する1か月前までに、甲及び乙が書面により特段の申し出を行わないときは、有効期間が満了する日から1年間この本協定は更新され、その後も同様とする。

(疑義等の決定)

第6条 本協定に定めのない事項又は本協定に関して疑義が生じたときは、甲及び乙の協議の上、これを定めるものとする。

この協定締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙それぞれが署名の上、各自1通を保有するものとする。

令和7年2月17日

甲 福島県南相馬市原町区本町2-27
南相馬市長

乙 福島県福島市北矢野目字原田東1番地1
ふくしま未来農業協同組合
代表理事組合長
